

これから増える税務調査 ～近年の動向を知って備えよう～

■ はじめに

ご自身の確定申告はお済みでしょうか。申告期限を終えた4月以降は、少しずつ税務調査が増えてくる時期となります。今回は昨年公表された「令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」（以下「報告書等」という。調査対象は、令和3年7月から令和4年6月までの間の実績による）を中心に、コロナ禍における税務調査の動向を確認していきます。

■ 所得税・消費税（個人事業主）の調査実施状況

表1・表2から調査の実施状況を見てみましょう。両税目ともに「実地調査」の令和3年度の件数は、令和2年度と比べ増加したものの、コロナ禍前（令和元年度）と比較すると半分程度にとどまっています。一方で、原則として文書・電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正する「簡易な接触」の件数は、高い水準を維持しており、税目別にみるとコロナ禍前と比べ、所得税は約1.5倍、消費税は約1.8倍の件数が実施されています。このように実地調査の減少に伴い、コロナ禍では直接的な接触の少ない調査方法が積極的に実施された実態が確認できます。

また追徴税額の総額を見てみると、所得税がコロナ禍前の水準に近接し、消費税はコロナ禍前と同等の数値に回復していることがわかります。報告書等で、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案や無申告等の事案を優先して調査した旨の記載もあり、実地調査の件数は減っているものの、1件あたりの追徴税額が高額となっている実態が伺えます。

表1: 所得税の調査等の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実地調査(件)	59,683	23,804	31,407
簡易な接触(件)	371,812	478,494	568,340
調査等合計(件)	431,495	502,298	599,747
追徴税額(億円)	1,132	732	1,058

参考資料: 1～3を基に弊社作成

表2: 消費税（個人事業主）の調査等の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実地調査(件)	30,736	11,076	16,908
簡易な接触(件)	36,585	75,437	68,291
調査等合計(件)	67,321	86,513	85,199
追徴税額(億円)	304	180	312

参考資料: 1～3を基に弊社作成

■ 気になる今後の調査動向は

今回の報告書等から、調査件数が徐々に増えている状況が見て取れます。また政府により、令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類を「5類」に引き下げる決定がなされました。この状況を考慮すれば、今後は実地での調査件数もコロナ禍前の水準に近づいていくことが想定されます。また報告書等に取り上げられた下記の方に対しては、今後も積極的な調査対象となることが予想されます。

- ・ 有価証券・不動産等の大口所有者
- ・ 経常的な所得が特に高額な個人などの「富裕層」
- ・ 海外投資・海外資産を保有する個人
- ・ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動や暗号資産等の取引を行っている個人など

■ おわりに

医業については、所得が高額になりやすく、申告漏れ所得も高額となりやすい業種にも該当します。そのため、今後調査件数が増えるにあたっては、調査候補となる可能性も高いと推察されます。適正な申告を行っていれば、必要以上に税務調査を意識する必要はありませんが、気になることがあれば、専門家に相談をすることをお勧めします。

表3:事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	風俗業	プログラマー	経営コンサルタント
2	経営コンサルタント	畜産農業(肉用牛)	システムエンジニア
3	キャバクラ	内科医	ブリーダー
4	太陽光発電	キャバクラ	商工業デザイナー
5	システムエンジニア	太陽光発電	不動産代理仲介

参考資料:1~3を基に弊社作成

< 参考資料 >

- ・ 国税庁「令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」(令和4年11月)
- ・ 国税庁「令和2事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」(令和3年11月)
- ・ 国税庁「令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」(令和2年11月)



キャッシュレス待ったなし！ 自費診療決済の現状とメリット

昨今、日本はキャッシュレス化が進んでいます。しかし、海外のキャッシュレス化の現状では、韓国93.6%、中国83.0%、オーストラリア67.7%、英国63.9%、カナダ56.1%、アメリカ55.8%と主要各国は50%以上にもかかわらず、日本は29.8%となっています(*1)。コロナ禍で加速したとはいえ、キャッシュレス化指数を世界的に観ると日本は遅れています。理由としては世界の中でも日本は、現金の信頼性が高く、銀行のATMやコンビニのATMの数が多い、利便性が高い、さらに自販機・自動釣銭機の普及によりレジ処理が速く、正確であることなどが考えられます。ある程度キャッシュレス化は進んだと言えるかもしれませんが、諸外国ほどの加速はせず、現在のようなキャッシュレス化の進捗状況がこれからも続くのではないのでしょうか。



(*1) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2022」(2022年6月)世界主要国におけるキャッシュレス決済比率(2020)から抜粋

歯科医院においても同様に、日々現金のやり取りは少なくなってきました。歯科医院でキャッシュレス決済が使われる場面は、自費診療の支払時が多いのではないのでしょうか。

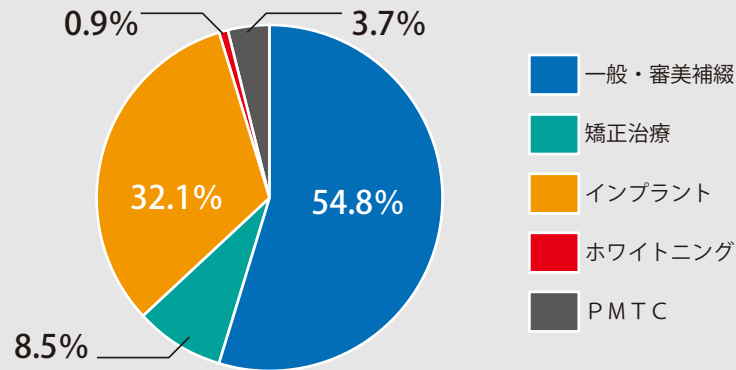
実際の現場における自費売上の支払い方法は次のような種類があります。

- ① 現金による支払い
- ② 治療日前までの銀行振り込み
- ③ クレジットカードによる支払い
- ④ ICカード(交通系、流通系)による支払い(スイカ、パスモ、イオン、ナナコ、iDなど)
- ⑤ QRコード、バーコードによる支払い(ペイペイ、LINEペイ、楽天ペイなど)
- ⑥ デビットカードによる支払い(口座から即時引き落とし)
- ⑦ デンタルローンによる支払い(ジャックスデンタルローン、アプラスデンタルローン、イオン銀行デンタルローン、スルガ銀行デンタルローン、ちばぎんデンタルローンなど)

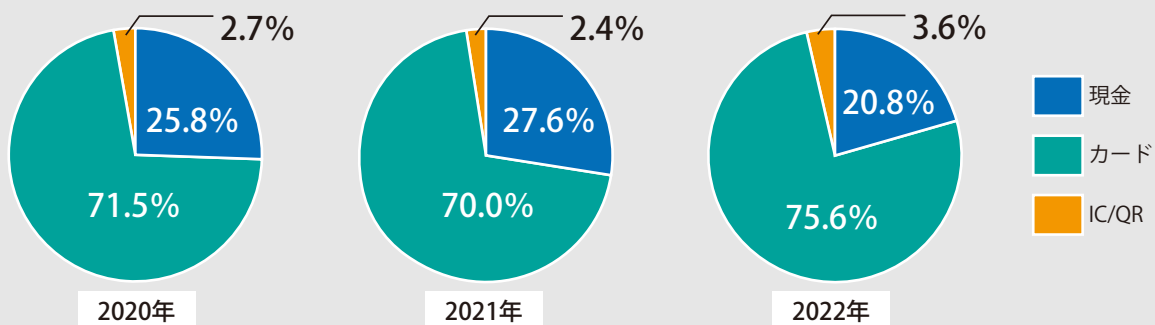
デンタルローン利用はあまり多くはないですが、矯正治療、インプラントなどの長期治療において、「お金が貯まるまで治療を待てない方」に有効です。最近では患者さん自身がインターネットで事前に審査を受けることが可能になったことで、歯科医院の受付業務も簡便になりました。

例としてある歯科医院(東京都内 自費診療 55% 保険診療 45%)の3年間の自費売上の支払い方法から見てみましょう。

【自費メニュー割合】



【自費治療費の支払い種別割合】



この歯科医院ではクレジットカードから現在のキャッシュレス化に至るまで、導入してから約18年経過しており、患者さんには「支払はカードで」が浸透しています。2022年度の自費診療の支払いは75.6%、とキャッシュレス化は前年を上回っていて、現金の取り扱いが減ってきていることが分かります。

キャッシュレスがある程度常識化している以上、まだ導入していない歯科医院は早期に導入計画を進めていったほうが良いでしょう。先ほど紹介した歯科医院では、保険治療の負担金も、電子マネーやQRコード決済が40%以上になっています。患者さんにとっても、自費診療に必要な数十万単位の現金を持ち歩く不安がなく便利です。スピーディーな決済はもちろんですが、支払い履歴が残ることや、ポイントが貯まることも大きなメリットになります。自費診療の割合が多い歯科医院ほどキャッシュレス決済が当たり前になっていると考えられます。

また様々なキャッシュレス決済が可能になることが、結果的に患者さんの利便性が向上し、集患につながっていくと想定されます。受付においても、保管する現金が少ない方が安心・安全であることは間違いありません。導入初期は受付でのオペレーションが増えますが、作業に慣れてくれば、結果的に現金管理に要した事務負担や事件・事故のリスクが減ります。キャッシュレス決済導入にあたっては、各社クレジット会社やデンタルローン会社との契約業務に時間がかかるので早めに着手することも忘れてはなりません。

導入後は、キャッシュレス会計とクラウド型POSレジを連携することで、1日の売上、患者数、支払い種類別、治療メニュー別などの売上に関するすべてのデータを簡単に収集し、リアルタイムで閲覧するなど発展的な活用も可能です。これまで忙しく売上の分析が出来なかった方や今までエクセル等を駆使し手作業で作っていた方にとっては画期的と言えるでしょう。正確なデータに基づく意思決定は歯科医院経営にとって重要な要素となります。

受付会計のキャッシュレス化は歯科医院経営・歯科DX化の初めの一步と言えるでしょう。

今一度確認したい 社会保険の加入対象者とは

昨年10月に社会保険の適用拡大が行われるなど、社会保険の加入対象者は年々拡大しています。そもそも、どのような方が社会保険の加入対象者となるのでしょうか。今回は社会保険の加入対象者を解説します。

1. 社会保険とは

そもそも「社会保険」という保険制度があるわけではありません。「社会保険」とは、一般に厚生年金保険・健康保険・介護保険を総称したもので、「国民健康保険」は含まれません。そして、法人は原則として「社会保険」を設置しなければなりません（個人クリニックでも常勤職員などを5人以上雇用する場合は「社会保険」の設置が必要です）。



2. 医師国保との関係

医師のみなさまの中には医師国保にご加入中の方も多いと思います。社会保険に加入するときは、原則として医師国保から脱退しなければなりません。

しかし、社会保険に加入するにあたり所定の手続きを行うことにより、医師国保の加入を続けることが可能です。社会保険に加入しつつも医師国保の加入も続ける場合、厚生年金保険・医師国保（介護保険を含む）に加入することになります（健康保険は適用除外、介護保険は40歳以上の方のみ）。

3. 理事と社会保険

社会保険に加入する理事は、法人と「事実上の使用関係」にあると認められる理事です。具体的には「業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受け」ていれば、社会保険に加入する理事と判断されます。

<具体例>

A 理事長（院長）	報酬月額 100万円	→	社会保険	○
B 理事（副院長）	報酬月額 80万円	→	社会保険	○
C 理事（非常勤）	報酬月額 20万円	→	社会保険	×

4. 職員と社会保険

社会保険に加入する職員は、①常勤職員と②常勤並み非常勤職員です。②常勤並み非常勤職員とは「1週間の所定労働時間」と「1か月間の所定労働日数」が、常勤職員の所定労働時間と所定労働日数の4分の3以上である職員です。

社会保険の適用拡大があれば上記を超えて社会保険の加入対象者が生じます。しかし、社会保険の適用拡大は、①常勤職員と②常勤並み非常勤職員を101人以上雇用している法人が対象ですので、小規模なクリニックは対象外です（2024年10月以降は101人以上が51人以上となります。また、任意に社会保険の適用拡大を行うこともできます）。

<具体例>

D 職員（常勤職員・1週間40時間・1か月20日）	→	社会保険	○
E 職員（非常勤・1週間32時間・1か月16日）	→	社会保険	○
F 職員（非常勤・1週間24時間・1か月12日）	→	社会保険	×

5. 法人成りと社会保険

まずは個人クリニックで開業し、その後に医療法人の設立（法人成り）をご検討される先生も多いかと思います。最後に法人成り時の社会保険料負担をイメージしやすいように個人クリニックが法人成りしたときの具体例を挙げます。

<前提>

- ・所在地 : 東京都
- ・院長 : 42歳、報酬120万円、医師国保・国民年金加入中
- ・職員① : 46歳、給与 30万円、常勤職員、医師国保・国民年金加入中
- ・職員② : 32歳、給与 20万円、常勤並み非常勤職員、医師国保・国民年金加入中
- ・職員③ : 52歳、給与 10万円、非常勤職員、配偶者の被扶養者
- ・法人成り: 令和5年2月1日(同日付けで社会保険の設置)

<法人成り時の社会保険料>

1. 院長は医師国保のケース

	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料
院 長	× (医師国保)	× (医師国保)	118,950
職 員 ①	29,430	4,920	54,900
職 員 ②	19,620	× (40歳未満)	36,600
職 員 ③	× (扶養)	× (扶養)	× (扶養)

1か月あたりの社会保険料合計	264,420 円
(法人負担)	132,210 円
(個人負担)	132,210 円

2. 全員が社会保険のケース

	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料
院 長	118,701	19,844	118,950
職 員 ①	29,430	4,920	54,900
職 員 ②	19,620	× (40歳未満)	36,600
職 員 ③	× (扶養)	× (扶養)	× (扶養)

1か月あたりの社会保険料合計	402,965 円
(法人負担)	201,483 円
(個人負担)	201,483 円

※上記の他、法人のみ負担の子ども子育て拠出金があります。

※保険料率に変更された場合は保険料も変更となります。

※賞与を支給したときにも保険料が発生します。

TH Picks for Doctor 2023.1月号につきまして、下記の訂正がございます。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

令和5年度(2023年度)
税制改正速報

② 土地、建物の登録免許税の減免措置の3年延長(登録免許税)

・「3年延長」(誤)2年 (正)3年

・「地域医療…」について、登録免許税を軽減する。(誤)減免 (正)軽減

<https://www.ht-hms.co.jp>

本郷メディカルソリューションズ 検索

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階

【お問い合わせ】 ☎ 0120-016-705 (受付時間) 9:00~17:30
※土日・祝日・年末年始除く

TH Picks For Doctor 2023.3 月号

発行日: 2023 年 3 月 1 日

発行元: 本郷メディカルソリューションズ株式会社

